

## 答 申

### 1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年9月26日付け道管第151号-6で行った行政情報部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、以下のとおりである。

開示請求人が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて令和元年8月23日受付で行った「四日市足見川メガソーラー（太陽光発電）計画における道路工事施行承認申請書および添付書類（位置図、平面図、構造図、縦横断図、現況写真、地元説明報告書）一式」の開示請求に対し、実施機関が審査請求人（開示請求者ではない者。）の情報が記録されている令和元年9月26日付けで行った行政文書部分開示決定について、条例第13条第1項に規定する第三者である審査請求人が取消しを求めるものである。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書、反論書で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示される予定の情報は企業の事業活動に係る情報であり、土地利用計画図及び排水計画平面図が企業の機密情報にあたり、開示された情報により事業に対する干渉、妨害等を受ける恐れがある。この事業に対する干渉、妨害等については、情報が公開されることにより必ず被害が想定されることまでは必要ではなく、その被害が大きいことに鑑みて、被害の可能性があれば足りる。

そして、予想される具体的な妨害行為としては、①開示情報から、本発電所の資産規模、事業規模を推定され、別の事業者又は競争する事業者より事業又は事業会社の買収の動きをされる可能性がある。②開示情報から、本発電所の金融機関からの融資規模、時期、状況、金融機関を推定され、本事業を反対する者又は本事業の買収を意図する者が金融機関に働きかけて、融資の妨害を受ける可能性がある。③開示対象文書に記載された事業用地は、既に権利確保のための関連契約は締結済みであるが、所有権移転登記が未了である土地情報も含まれており、

開示情報から当該土地の地権者を推定され、本発電事業を反対する者又は本事業の買収を意図する者が当該土地の地権者に対して売却阻止等のための働きかけがなされる可能性がある。④開示情報から、本事業に係るコンサルタント・エンジニアリング会社、設計・施工業者、協力者、契約先等を推定され、本発電事業を反対する者又は本事業の推進を妨害する意図のある者がその業務を阻害する圧力を加えたり、活動の妨害が行われる可能性がある。⑤開示情報から、発電所内の造成の位置、設備の設置予定位置を推定され、本事業を反対する者が工事の障害物の設置等、また稼働開始の後は発電の障害物を設置する等の妨害行為に利用される可能性がある。

(2) 土地利用計画図は、事業地の敷地並びに事業計画の判る土地の利用計画を示すものである。本図面により設備設置の範囲、構内道路、構内水路の位置が明確となり、発電所への第三者の侵入、盗難、設備の損壊（妨害活動）等に利用される虞がある。発電所の保安上の理由で本図は不開示とするか、土地利用計画の情報を除いた範囲での開示を要求する。その条件で開示された情報は平面図と同じ内容になる。今回の開示の目的は、道路工事施行承認図の内容の開示であるため、土地利用計画部分は道路工事施行とは関わりのない内容である。平面図を参照すれば、目的は達せられると考える。

また、開示請求者は、道路工事施行承認申請の添付書類がどのようなものか把握して開示請求をしているわけではない、そのため、道路行政として必要な範囲で開示をすればよい。

(3) 排水計画平面図は、事業地の敷地並びにその施設の詳細情報である。それをもって第三者の侵入、盗難、設備の損壊（妨害活動）等に利用される恐れがある。今回の開示の目的は、道路工事施行承認申請図の内容の開示であるため、それに関係のない部分（工事対象の道路部とその両側の水路を除いた施設（構内道路、構内水路等）部分）は消して開示されることを求める。

(4) 写真については、審査請求人所有地について開示することに異議はないが、第三者所有地が写っている可能性がある。第三者所有地が写っている写真を開示することはクレームを受ける可能性がある。第三者所有地と審査請求人所有地の判別は困難と思われるため、不開示とすることを求める。

(5) 地元協議報告書は不開示とすることを求める。本報告書は審査請求人が作成、発行した文書ではない。地元住民の意思を反映した自治会の発行文書であり、四

日市市にのみ提出するという前提で発行されたもので、第三者に開示する意思はないものである。また、本文書が開示されることにより、自治会の会長、役員、住民の方々に不利益（反対者からの抗議、非難、中傷等）を受ける可能性がある。

- (6) 開示される情報の中には、設計業者名、施工業者名、メーカー名（含む機種名）が含まれており、それらの本事業に協力しているという企業活動内容の開示となる。地元の方々は知っていることだが、地元の方々以外の方は知らないものである。この情報がそれらの業者、メーカーの競合者、利益相反者の知る所になれば、それら業者、メーカーの企業活動に不利益になる（業務を阻害する圧力を加えたり、電話、ビラ、手紙、宣伝活動等で企業活動への妨害等が行われるおそれ）があるので、個人名だけでなく、会社名も含めて不開示とすることを要求する。これまでの事実として、電力会社に本事業に反対する某団体より複数回の電話が入り契約を解約することを要求している。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件行政情報は機密情報であるとはいえない。また、本件行政情報が開示されることにより、審査請求人が事業に対する干渉、妨害等を受けるおそれは抽象的なものであり、具体的に事業への妨害等を疎明する証拠もない。
- (2) 土地利用計画図が開示されることで発電所への第三者の侵入、盗難、設備の破壊等に利用されるおそれがあるとのことだが、設備の周囲をフェンスで囲う、防犯カメラを設置する等の物理的な手段で対応すべきである。当該行政情報を開示することで盗難等のおそれがあるとはいえない。

また、土地利用計画部分、構内道路、構内水路等が道路工事施行と関わりのない内容であったとしても、開示請求者との行政情報の特定作業の中で、道路工事施行承認申請書に添付されている文書をすべて開示することを求めており、行政情報の開示請求が「四日市足見川メガソーラー（太陽光発電）計画における道路工事施行承認申請書および添付書類一式」とあるため、開示の対象となる。

- (3) 自己所有地以外の土地が写っていた場合に第三者からクレームを受ける可能性という事由は不開示理由には該当しない。また、第三者の土地が写っている場合であっても、土地の状況等は航空写真や現地でも誰でも見れるものであり、公となっているため、不開示によって保護すべき対象からは外れる。

- (4) 自治会長については、当該地域の住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体・地縁団体（自治会）の代表者であると解され、一定の公益性を有する者であると考えられることから、本市においては、「慣行」（条例第7条第2項第2号ア）として、自治会長の氏名は開示を行っている。
- (5) 設計業者名、施工業者名、メーカー名を開示されることが、企業活動の不利益となるおそれは抽象的なものであり、具体的に事業への妨害等を疎明する証拠もない。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

### (2) 条例第7条第2項第3号（法人情報）の意義について

本号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の事業上の地位その他正当な利益が害されると認められる情報を不開示と定めている。

この点、「正当な利益を害すると認められるもの」とは、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の正当な利益を明らかに侵害する情報といい、これに該当する情報の典型としては、生産技術上や営業販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれる情報などがある。開示請求に係る情報が「正当な利益を害すると認められる」情報に該当するか否かは、当該情報の内容はもとより、法人等又は事業を営む個人の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、開示する場合の不利益の有無等について個別具体的に慎重な調査・検討を行い、客観的に判断する必要があるものと解される。そして、「正当な利益を害すると認められる」には、抽象的な可能性では足りず、正当な利益を害する蓋然性が客観的に認

められることが必要である。

(3) 条例第7条第2項第3号(法人情報)の該当性について

ア 法人の「正当な利益を害すると認められる」か否かについて

審査請求人は、本件行政文書のうち、排水計画平面図、土地利用計画図が審査請求人や関連会社の事業活動に係る機密情報であって、当該文書を公開することにより事業又は事業会社の買収の動きをされる可能性があること、本事業を反対する者又は本事業の買収を意図する者が金融機関に働きかけて、融資の妨害を受ける可能性があること、開示情報から当該土地の地権者を推定され、本発電事業を反対する者又は本事業の買収を意図する者が当該土地の地権者に対して売却阻止等の為の働きかけがなされる可能性があること、本事業に係るコンサルタント・エンジニアリング会社、設計・施工業者、協力者、契約先等を推定され、本発電事業を反対する者又は本事業の推進を妨害する意図のある者がその業務を阻害する圧力を加えたり、活動の妨害が行われる可能性があること、本事業を反対する者から工事の障害物の設置等、また稼働開始の後は発電の障害物を設置する等の妨害行為に利用される可能性があり、条例第7条第2項第3号に該当すると主張する。

しかし、審査請求人の事業は数年前から準備されてきたものであり、四日市市議会にて事業活動(足見川メガソーラー事業)に対し議員から質疑がされたことがあること、同議会にてメガソーラーを規制する請願が採択されていること、縦覧されていた三重県の環境影響評価書にて事業内容等が明らかになっていること、四日市市議会での質疑や請願、三重県の環境影響評価の内容について新聞等のメディアで取り上げられていること、審査請求人から事業対象地の近隣住民への説明会が行われていることを考慮すると、審査請求人が主張するような事業活動を阻止する活動が行われる可能性があれば、本件行政文書を開示する以前から何らかの阻止行動が行われる、もしくはその端緒が伺われるものと思われるが、審査請求人からは事業活動を阻止する具体的な行動についての主張や疎明する資料の提出は行われていない。そのため、本件行政文書を公開することにより審査請求人の「正当な利益を害する」と認められる蓋然性があるということとはできない。

なお、請求人は業務の遂行を妨害される可能性があることを裏付ける事実として、審査請求人が売電を行う先の中部電力に本事業に反対する某団体より複数回の電話が入り契約を解約することを要求していると主張しているが、その時期及

び内容、団体が不明瞭であり、そのことを疎明する資料もない。よって、当審査会に提出された書面から審査請求人が主張するような業務の遂行を妨害される可能性があるとはまではいえない。

イ 第三者の侵入、盗難、設備の損壊等のおそれについて

審査請求人は、本件行政文書が開示されることにより、事業地への第三者の侵入、太陽光パネルの盗難、設備の損壊等のおそれを主張するが、そのような犯罪行為が行われることを伺わせる具体的な主張や疎明する資料の提出は行われていない。また、本件行政文書を開示することで事業所内に侵入された際、構内道路、構内水路等の位置が分かっているならば、侵入者が容易に移動できると主張するが、本件事業所は屋外施設であり、構内道路や構内水路は敷地外から目視できる状況であり、本件行政文書の開示によって侵入行為を誘発したり、侵入後の移動が容易になるということとはできない。

よって、本件行政情報の開示により第三者の侵入等が行われるおそれがあるとはまではいえない。

ウ 現況写真、地元説明報告書について

現況写真、地元説明報告書については、審査請求人は反論書にて積極的に争わない旨の主張がなされている。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月25日	・ 諮問書受理
令和2年1月15日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議（令和元年度第4回審査会合議体）
令和2年2月18日	・ 審議（令和元年度第5回審査会合議体）
令和2年3月4日	・ 答申

経緯（参考）

令和元年8月23日 行政情報開示請求

令和元年9月26日 行政情報部分開示決定

令和元年10月23日 審査請求

令和元年11月19日 弁明書

令和元年12月19日 反論書